

令和3年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第18回 (2月)会議録

| | | | | |
|--------------------|-----------|-----------|------|-------------|
| 招集期日 | 令和4年2月21日 | 13時00分 | 場所 | 行政センター 委員会室 |
| 開閉会 日時及び 宣告者 | 開会 | 令和4年2月21日 | 招集者 | 畑 山 証 |
| | 閉会 | 令和4年2月21日 | 会長 | 畑 山 証 |
| 会長 | 畑 山 証 | | 職務代理 | 位 田 勝 |

委員の応招、並びに出席状況

| 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1 | 位田 勝 | 出席 | 6 | 今田 厚子 | 出席 | 11 | 静川 広巳 | 出席 |
| 2 | 古橋 優一 | 出席 | 7 | 石橋 和博 | 出席 | 12 | 土橋 直生 | 欠席 |
| 3 | 三次 博之 | 出席 | 8 | 佐藤 等 | 出席 | 13 | 畑山 証 | 出席 |
| 4 | 鎌田 和久 | 出席 | 9 | 高田 輝雄 | 出席 | | | |
| 5 | 石井 文彦 | 出席 | 10 | 折坂 義一 | 出席 | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 横井 正樹 書記 係長:木村秀幸・主事:藤澤翔太郎

議案説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|--|-----|--|
| 町長 | | 副町長 | |
|----|--|-----|--|

議事日程並びに会議事件

| | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | | 会議録署名委員の指名について 1 位田 委員 2 古橋 委員 |
| 日程第3 | 報告 第1号 | 買入協議の要請について |
| 日程第4 | 議案 第1号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第5 | 議案 第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案 第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の決定について |
| 日程第7 | 議案 第4号 | 下限面積(別段の面積)の設定について |
| 日程第8 | 議案 第5号 | 令和3年度の農地情報の広告について |
| | | |
| | | |
| | | |

議事の顛末

議 長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第18回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第18回浦臼町農業委員会の会期は、令和4年2月21日、本日1日とすることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、1番、位田委員、2番、古橋委員、よろしくお願ひします。日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

事務局

第18回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、報告第1号、買入協議の要請について2件でございます。日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について1件でございます。日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件、賃貸1件、売買1件でございます。日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について賃貸1件、売買4件でございます。日程第7、議案第4号、下限面積（別段の面積）の設定について。日程第8、議案第5号、令和3年農地情報の公告について。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。日程第3、報告第1号*****買入協議の要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開き下さい。報告第1号買入協議の要請について農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、下記の者より買入申し出があったので同法第16条第1項の規定に基づき買入協議されるよう浦臼町長に要請したので報告する。令和4年2月21日報告 浦臼町農業委員会長畑山証、1.土地及び関係人の表示、所在は*****

*****、地目は公募現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。申出人は*****さん。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は*****円で、*****の申込となります。図面は2ページになります。場所は*****農地です。譲渡人は*****さん、譲受人は「公益財団法人北海道農業公社」で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ5年間の賃貸借が行われる予定です。議案1ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、買入協議の要請につきましては、承認することと致します。次に3ページ、*****の買入協議の要請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案3ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。申出人は*****さん。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は*****円で、*****への申込となります。図面は4ページになります。場所は*****農地です。譲渡人は*****さん、譲受人は「公益財団法人北海道農業公社」で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ5年間の賃貸借が行われる予定です。議案3ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長

それでは、買入協議の要請につきましては、承認することと致します。
5 ページ、日程第 4、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案 5 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和 4 年 2 月 21 日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****さん、借主は*****さんです。適用は合意解約。*****で、*****でしたが、*****ます。なお、*****。*****となります。図面は 6 ページになります。場所は*****農地です。議案 5 ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長

7 ページ、日程第 5、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案 7 ページをお開きください。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和 4 年 2 月 21 日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目については公募、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は*****平方メートルです。貸主は*****さん。借主は*****

*****さんです。貸付理由は***
、借受理由は**です。*****年間になり
ます。図面は8ページになります。場所は*****
*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、
9ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、
許可要件を全て満たしております。議案7ページの説明は以上でござい
ます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に10ページ、貸主*****さん、借主*****
さんについて、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局 議案10ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、所在
は*****。地目については公募現況
ともに一覧のとおりで、農地の面積は*****平方メートルです。
貸主は*****さん。借
主は*****さんです。
貸付理由は*****、借受理由は*****
*****です。対価は*****円で、単価は***
円です。*****年間になります。図面は11ページになります。場
所は*****農地です。農地法第3条第
2項の各号の判断ですが、12ページに調査書を添付しておりますと
おり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案1
0ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に13ページ、譲渡人*****さん、譲受人*****
*****について、審議いたします。なお、この件については、わたくしに

関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、一時退席いたします。関係議事終了後に入室、着席いたします。

畑山議長退席、位田職務代理、議長席着席。

位田代理 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案13ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、所在は*****。地目については公募現況とともを一覧のとおりで、農地の面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****さん。譲受人は*****さんです。譲渡理由は*****、譲受理由は*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。図面は14ページになります。場所は*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、15ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案13ページの説明は以上でございます。

位田代理 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員 売買の単価についてですが、基準について未だに理解が難しいところがあります。この議案の単価*****が高いとか、安いと云うことではないのですが、なぜこのような価格になったのかということ。*****などの要因が挙げられると思いますが、こういった基準なのか、お伺いします。

事務局 当該農地につきましては*****農地であります。また、この単価につきましては、貸主、借主が相対で協議のうえ決定しておりますが、*****に決定したとのこと。また、当該農地*****で算出しているということでございます。

鎌田委員 当該農地は、*****
*****農地であり、*****あり、

この売買が申請されてたものであると考えます。価格につきましては、

*****農地で*****円/10 a、

*****で*****円/10 a で、*****
*****ます。このことから当該農地の*****円/10 a
は、妥当であると考えます。

石橋委員 承知しました。

位田代理 ほかに、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 ありません。

位田代理 それでは、この件について、許可することで決定致します。畑山議長の入室を願います。

位田職務代理自席へ、畑山議長、議長席着席。

議長 次に16ページ。日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。23ページ、貸主*****さん、借主*****さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案16ページをお開きください。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和4年2月28日公告予定、令和4年2月21日提出浦臼町農業委員会会長畑山証。議案17ページをお開きください。1. 土地及び関係人の表示、****。所在は*****
*****。地目については公募現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は*****平方メートルです。賃貸料は****円、単価は****円で、引渡しの時期は対価の支払日です。貸主は*****
*****さん、借主は*****
*****さんです。貸付理由・借受理由はともに*****
*****です。契約期間は*****
*****となります。図面は18ページになります。場所は*****農地です。農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、19ページに調査書を添付してありますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案17ページの説明は以上でございます。

議長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 ＊＊＊＊＊＊行っております。農地は＊＊＊＊＊から、それらを考慮し＊＊＊＊＊しました。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 次に20ページ、譲渡人＊＊＊＊＊さん、譲受人＊＊＊＊＊さんについて、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局 議案20ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、＊＊＊＊＊。所在は＊＊＊＊＊。地目は公募現況共に一覧のとおりで、面積は＊＊＊＊＊平方メートルです。対価は＊＊＊＊＊円、単価は＊＊＊＊＊円です。所有権移転の時期は令和4年2月28日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は＊＊＊＊＊さん、譲受人は＊＊＊＊＊さんです。譲渡理由は＊＊＊＊＊、譲受理由は＊＊＊＊＊です。図面は21ページになります。場所は＊＊＊＊＊です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、22ページに調査書を添付してありますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案20ページの説明は以上でございます。

議長 この件につきましては、あっせんを行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 現地については、＊＊＊＊＊です。当該農地は＊＊＊＊＊

*****ことから、*****円/10a としました。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に23ページ、譲渡人*****さん、譲受人「北海道農業公社」
について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案23ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、*****。
所在は*****。地目は公募現況
共に一覽のとおりで、面積は*****平方メートルです。対
価は*****円、単価は*****です。所有権移転の時期は
令和4年2月28日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*
*****さん、譲受人は*****
さんです。譲渡理由、譲受理由はともに「農地保有合理化事業による売
買」です。図面は24ページになります。場所については議案1ページ
の農地ですので説明は割愛いたします。また、北海道農業公社は農地保有
合理化法人であり、農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受け
る場合、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合しなくとも良いこ
ととなっていますので調査書は添付していません。議案23ページの説明は
以上でございます。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 25ページ、譲渡人*****さん、譲受人「北海道農業公社」に
ついて、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案25ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、*****。
所在は*****。地目は公募現況
共に一覽のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*
*****円、*****円です。所有権移転の時期は令和4年

2月28日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****
*****さん、
譲受人は「札幌市中央区北5条西6丁目1番23号」「公益財団法人北海道農業公社理事長小田原輝和」さんです。譲渡理由、譲受理由はともに「農地保有合理化事業による売買」です。図面は26ページになります。場所については議案3ページの農地ですので説明は割愛いたします。また、この案件は農地保有合理化事業による売買であるため、調査書は添付していません。議案25ページの説明は以上でございます。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 次に27ページ、譲渡人*****さん、譲受人*****さん
について、審議いたします。なお、この件については、わたくしに関する
事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与
の規定に基づき、一時退席いたします。関係議事終了後に入室、着席
いたします。

畑山議長退席、位田職務代理、議長席着席。

位田代理 事務局の説明を願います。

事務局 議案27ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示、**
。所在は***。地目は公募、現
況共に一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対
価は*****円、*****円です。所有権移転の時期は令和4年2
月28日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****
*****さん、
譲受人は*****
*****さんです。譲渡理由は*****、譲受理由は*
*****です。図面は28ページになります。場所は*****
*****です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、
29ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合して
いますので許可要件を全て満たしております。議案27ページの説明は以上
でございます。

位田代理 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 この農地は、*****
*が、*****

*****農地を*****
*****円/10aとしました。

位田代理 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

位田代理 それでは、この件について、許可することで決定致します。畑山議長の入室を願います。

位田職務代理自席へ、畑山議長、議長席着席。

議長 次に30ページ。日程第7、議案第4号、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案30ページをお開きください。議案第4号下限面積(別段の面積)の設定について農地法第3条による貸借・売買の許可要件の一つである下限面積要件(農地の譲受人または借主の全耕作面積が当該農地の取得後に下限面積以上となること。北海道2ha、都府県50a)について、平成21年12月施行の改正農地法により水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限の面積として設定できることになりました。また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定または修正の必要性について審議することとなっております。このため、令和4年度の下限面積(別段の面積)の設定について下記のとおり提案いたします。令和4年2月21日 提出
浦臼町農業委員会会長畑山証方針現行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更を行わない。
理由2020農林業センサスで、区域内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているため。(農地法施行規則第17条第1行第3号を運用)。2020農林業センサスの結果、本

町の2ヘクタール以上の農地を耕作している農家は、全体の**割に達しておりますので、現状では変更することはできません。議案36ページの説明は以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、提案どおり、令和3年度の下限面積を設定することに決定致します。

議 長 31ページ。日程第8、議案第5号、令和3年の農地情報の公告についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案31ページをお開き下さい。議案第5号、令和3年農地情報の公告について、新農地制度の施行に伴い令和3年浦臼町農地情報について別紙のとおり審議する。令和4年2月28日公告予定、令和4年2月21日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。32ページをお開き下さい。こちらの浦臼町賃借料情報については、令和3年1月から12月までに締結、公告された賃貸借における賃借料水準を表にしたもので、田の部と、畑の部に分かれ、田の部には基盤整備地域、未整備地域とそれら両方を含む全域があり、それぞれのデータ数により最高額・最低額と平均額を表しています。畑の部についても、普通畑として、田と同様に表にしています。なお、この賃借料情報については、浦臼町のホームページに掲載する予定であります。議案31ページの説明は以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

石橋委員 この表が、賃貸価格の標準となるのですか。

事務局 この表につきましては、あくまでも令和3年1月から12月までに、本総会で承認されました賃貸価格の実績をもとに作成したデータですので賃貸価格の表ではなく、賃貸価格の判断の参考資料としていただくものとしております。従いまして、年によっては実績のない欄は0と表記しておりますが、本年は、全て該当する実績がありましたので、0と表

